## 議案第66号

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、留守家庭子ども会事業を利用する保護者の多様な就労形態等に対応するため、対象児童の範囲を拡大するとともに、市立学校の休業日における実施時間 を延長する必要があるによる。

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例(平成18年福岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(対象児童)

第4条 子ども会に入会することができる児童は、市内に住所を有する児童であって、保護者及び同居する親族が労働等のため昼間家庭にいないことが常態であることその他これに準じる事由として規則で定めるものにより、在学している小学校の授業の終了後又は休業日に家庭において適切な保護を受けることができないと認められるものとする。

第5条第2号及び第3号並びに第7条第2項第1号中「午前8時30分」を「午前8時」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第4条の改正規定及び次項の規定は平成27年4月1日から,第5条第2号及び第3号並びに第7条第2項第1号の改正規定は同年7月1日から施行する。

(福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例(平成20年福岡

市条例第26号)の一部を次のように改正する。					
附則第2項を削り,附則第1項の見出し及び項番号を削る。					